

日本医療器材工業会 会則

日本医療器材工業会

日本医療器材工業会会則

2000年11月17日 制定

2006年6月7日 一部改正

2007年6月6日 一部改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、国内外の医療機器及び医療材料等の開発・普及を促進し、会員の事業活動並びに資質の向上を図り、もって医療の健全な発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、日本医療器材工業会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、東京都に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療機器及び医療材料等の品質、機能の向上及び安全性の確保並びに規格、基準等の設定、改訂等に関する事業。
- (2) 医療の健全な発展に係る事項について、本会の立場を明確にし会員企業の健全な発展を図る事業。
- (3) 関係官庁の行政施策の実施に対する提言・建議並びに協力及び連絡調整等に関する事業。
- (4) 広く医療機器及び医療材料等のユーザーに対する正しい情報の提供に関する事業。
- (5) 会員相互の事業経営活動並びに資質の向上に寄与する学術・技術及び経済に係る情報交換の促進に関する事業。
- (6) 医療機器及び医療材料等に係る各種統計、内外資料の収集並びに調査研究等に関する事業。
- (7) 研究会、講演会、講習会、見学会及び技術展示会等の開催に関する事業。
- (8) その他、本会の目的を達するために必要且つ適法なる事業。

第2章 会員及び会費等

(会員の区分及び資格)

第5条 本会の会員は、正会員及び準会員とする。

- 2 正会員は、薬事法による医療機器製造販売業または医療機器製造業の許可を有する法人とする。
- 3 準会員は、前項に規定する法人以外の法人であって、本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する法人とする。

(会員の権利・義務)

第6条 正会員は、本会の事業に参加することができる。

- 2 正会員は、総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。
- 3 準会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
- 4 準会員は、総会において議決権及び選挙権を有しない。
- 5 会員は、本会則並びに総会及び理事会の議決を遵守し、本会の事業遂行に協力しなければならない。

(会費等)

第7条 会員は、別に定める「会費等規程」による入会金及び会費を納入しなければならない。

第3章 入会及び退会

(入会)

第8条 本会の会員として入会しようとする者は、所定の書面をもって申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(代表者)

第9条 会員は、本会に対する代表者（以下「代表者」という）を定め、入会と同時に届け出なければならない。

- 2 代表者の代理人として「会員代行者」を定めることができる。ただし、会員代行者は、事業を統轄する者でなければならない。

(退 会)

第10条 会員は、次の事由により本会を退会する。

- (1) 第5に定める資格の喪失
 - (2) 退会の届出
 - (3) 除名
- 2 前項第2号の届出は、退会しようとする日の1ヶ月前までに書面をもって会長に対して行うものとする。
- 3 退会した会員は、既納の入会金、会費その他本会の資産に対して、持分払戻請求権その他一切の請求権を有しない。

(除 名)

第11条 本会は、会員が次の各号の1に該当する行為があったときは、総会の議決によって除名することができる。但し、その会員には当該総会において弁明の機会を与えなければならない。なお、本会は、情状により、除名処分にかえて、理事会が嚴重注意、戒告、本会活動停止及び退会勧告のいずれかの懲戒処分を行うことができる。この場合の手続きについては、本会の「懲戒内規」による。

- (1) 本会の会則に違反し、または本会の名誉を著しく損なう行為があったとき
- (2) 会員としての義務を怠ったとき

(届 出)

第12条 会員は、次の各号の1に該当するときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

- (1) 社名、(商号、名称)、代表者、所在地(住所)を変更したとき
- (2) 会員代行者を変更したとき
- (3) 第5条第2項に掲げる事業を廃止したとき
- (4) 準会員が第5条第2項の許可を取得したとき

第4章 役員等

(役員の種類及び数)

第13条 本会は理事10名以上30名以内及び監事3名以内を置く。

- 2 理事の内、会長1名、副会長若干名とするほか、専務理事および常務理事を各1名とすることができる。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員のため選任された役員任期は、前項本文の規定に関わらず、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了しても後任者が就任するまでは、第1項本文の規定に関わらずその職務を行うものとする。
- 4 理事または監事にあたる役員が、法人内の人事異動等の事由により事業を統轄する者としての職務を離れたときは、その法人の代表者の申し出により、総会における役員選任手続に代え、理事会の承認をもって後任者を役員とすることができる。

(役員資格)

第15条 役員は正会員の代表者もしくは会員代行者でなければならない。

ただし、専務理事、常務理事及び監事はこの限りではない。

(役員選任)

第16条 本会の役員選任は、別に定める「役員選任規則」により、これを選任する。

(解任)

第17条 役員が次の各号の1に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(職務)

第18条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の定めた順位に従って、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、会務の執行について審議決定するほか、会則の定めるところにより、その職務を行うものとする。
- 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、会長の定めるところにより、会務の処理にあたるものとする。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、会務の処理にあたるものとする。

6 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。また、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(顧問)

第19条 本会に、顧問を置くことができる。顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。なお、任期については、第14条第1項の規定を準用する。

2 顧問は、本会の運営に関し、会長に意見を述べ、またはその諮問に答える。

第5章 会 議

第1節 総 則

(会議の種類)

第20条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 本会は、必要があると認めるときは、理事会の議決を経て部会及び委員会を設置することができる。

3 理事会にあっては会長、部会及び委員会にあっては部会長及び委員長が認めたときは、既に議決された事項につきその細目を定める上で補完する必要があるものについて、書面によりその賛否を求め、その賛成過半数をもって会議における議決に代えることができる。

(会議の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(会議の招集)

第22条 会議は、会長がこれを招集する。但し、監事が必要であると認めた場合は、監事がこれを招集することができる。

2 会議を招集するときは、開催日の7日前までに議題、日時及び場所を記載した書面をもって各構成員に通知しなければならない。但し、緊急を要する理事会の招集については、あらかじめ理事会で定めた方法により招集することを妨げないものとする。

(会議の成立)

第23条 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議事の成立)

第24条 会議の議事は、この会則で別に定めるもののほか、総会にあっては出席正会員の、理事会にあっては出席理事の過半数の議決により成立する。
但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第2節 総会

(総会の招集)

第25条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。

- 2 臨時総会は、会長、監事が必要と認めたとき、理事会の議決により請求があったとき、または正会員の5分の1以上が会議の目的たる事項を示して請求したとき招集する。
- 3 前項の請求に基づく臨時総会の招集は、請求のあった日から60日以内に行わなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、会長がこれにあたる。但し、監事が総会を招集した場合は当該総会において指名された出席正会員が議長となる。

(書面または代理人による議決権)

第27条 総会に出席できない正会員は、第22条第2項本文の規定によりあらかじめ通知のあった事項については、書面または代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。

(総会の議決事項)

第28条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 規程の制定及び改廃
- (4) その他理事会において必要と認める事項

(総会議事録)

第 29 条 総会の議事については議事録を作成し、議長及び議長により指名された出席議事録署名者が記名押印しなければならない。

2 総会の議事録には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及びその出席者数並びに書面または代理人による出席者数
- (3) 議事の経過の概要
- (4) 議決事項

第 3 節 理事会

(理事会の招集)

第 30 条 理事会は、会長が必要であると認めたとき、または理事の 3 分の 1 以上が会議の目的たる事項を示して請求したとき招集する。

2 前項の請求に基づく理事会の招集は、請求のあった日から 14 日以内に行わなければならない。

(理事会の議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の書面決議)

第 32 条 理事会に出席できない理事は、第 22 条第 2 項本文によりあらかじめ通知のあった事項については、書面により議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第 33 条 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会務の執行に関する事項で、理事会が必要と認める事項
- (3) 部会及び委員会の運営に関する事項

(理事会議事録の記載事項)

第 34 条 理事会議事録の記載事項については、第 29 条の規定を準用する。

(理事会の運営)

第 35 条 理事会の運営については、この会則で定めるもののほか、「理事会等運営内規」による。

第 4 節 常任理事会及び常任委員会

(常任理事会及び常任委員会)

第 36 条 会長、理事会を補佐する機関として、常任理事会及び常任委員会を置くことができる。

- 2 常任理事会の議長は会長または会長が指名する者があたり、常任委員会の議長は原則として常任委員長があたる。
- 3 その他必要事項は、理事会の決議を得て別に定める「理事会等運営内規」による。

第 5 節 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第 37 条 本会は、専門分野における調査研究・施策立案にあたらしめるため、理事会の承認を得て、部会及び委員会（以下、部会等という）を置くことができる。

- 2 部会等の廃止その他の必要事項は、理事会の議決を得て別に定める「理事会等運営内規」による。

(部会長及び委員長)

第 38 条 部会長及び委員長（以下、部会長等という）は、理事がこれにあたる。但し、部会長等の推薦により、当該部会長等が所属する会社またはその会社の業務の一部を担当する子会社の代表者若しくは社員を部会長等とすることができる。

(部会等の招集及び手続)

第 39 条 部会等は、部会長もしくは委員長がこれを招集する。

- 2 部会等を招集するときは、会則第 22 条第 2 項の規定を準用するものとする。

(部会長等の職務)

第 40 条 部会長等は、部会等の会務を総理するとともに、審議の経過を理事会に報告し、必要な助言を求めなければならない。

(部会長等の任期)

第41条 部会長等の任期については、第14条第1項の規定を準用する。

(分科会の設置)

第42条 部会長等は、部会等の運営にあたり必要ある時はその任務の範囲内において専門分野を担当する分科会を設置することができる。

2 前項の分科会には幹事を置くものとする。

3 幹事は、当該分科会を構成するものの推薦により部会長等が委嘱する。

第6節 例会

(例会の招集)

第43条 例会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(例会の構成)

第44条 例会は、正会員及び準会員をもって構成する。

(例会の運営)

第45条 例会の運営は、広報委員長がこれにあたる。

(例会の報告事項)

第46条 例会は、次の事項を行う。

- (1) 理事会における審議事項のなかで重要な事項の報告
- (2) 部会及び委員会における審議事項のなかで重要な事項の報告
- (3) 重要な研究会、講演会、見学会及び技術展示会等の結果の報告
- (4) 重要な関係官庁の指示事項等の報告
- (5) その他必要な情報交換

第6章 事務局

(事務局)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要に応じ事務局長1名及び所要の職員を置くことができる。

- 3 事務局長は、会長が理事会の同意を得て委嘱し、職員は会長が任免する。
- 4 その他、事務局及び職員に関して必要な事項は、「職員服務規程」により別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第49条 本会の資産は、会費、入会金、寄付金及びその他をもって構成する。

(資産の管理)

第50条 本会の資産は、理事会の議決を経て会長が管理する。

(経費の支出)

第51条 本会の経費は、資産をもってこれにあてる。

(事業報告及び収支決算)

第52条 会長は、毎事業年度終了後速やかに、事業報告書並びに収支決算書、財産目録及び貸借対照表を作成し、理事会の議決を経て監事の監査を受け、通常総会において、その承認を受けなければならない。

- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、遅滞なくこれを監査し、通常総会の開催日の5日前までに会長に意見書を提出しなければならない。

(暫定予算)

第53条 収支予算が成立するまでの予算の執行にあたっては、前年度の予算をもってこれにあてる。

(書類の備付)

第54条 会長は、財産目録、会員名簿、会則、規程及び会議の議事録を事務所に備えておかななければならない。

- 2 会長は、会員が前項の書類の閲覧を要求したときは、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第55条 本会則は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得た場合は、これを変更することができる。

(解 散)

第56条 本会は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得た場合は、これを解散することができる。

(残余資産の処分)

第57条 本会が解散したときに存する残余資産は、総会の議決を経た後に、これを処分することができる。

(清算人)

第58条 本会が解散したときは、会長が清算人となる。但し、総会の議決により別を選任することを妨げない。

附 則

第1条 本会則は、2000年11月17日から発効する。

第2条 最初の事業年度は、本会則の発効日から2001年3月31日までとする。

第3条 最初の役員の任期は、就任の日から翌事業年度の終わりまでとする。

会 費 等 規 程

2000年11月17日制定

(規程の根拠)

第1条 本規程は、会則第7条の規程により、これを定める。

(会費の区分)

第2条 会費は、会員区分別会費と売上高規模別会費とする。

(会費の額)

第3条 会員区分別会費は別表Ⅰに、売上高規模別会費は別表Ⅱに定める額とし、それぞれを合算した額を会費とする。ただし、準会員は会員区分別会費をもって会費とする。

(会費の請求)

第4条 第3条に基づく会費の請求は、事務局において当該年度の予算成立後速やかに行わなければならない。

(会費の納入)

第5条 正会員等(以下「会員」という。)は、前条の請求があつた時は、期限内に指定された口座に振込まなければならない。

2. 会費は、半期毎に納付するものとする。ただし、全額納付を希望する場合は、毎事業年度当初に納付する。

(途中入会者の会費)

第6条 年度途中に入会した会員に対する会費は、次の基準によって算定した額とする。

理事会において入会を承認された日の属する月を起算月とし、年会費を12で除した額を残余月数に乗じて算定した額とする。(1000円未満切捨て)

但し、承認された日が、属する月の20日以降の時は、その翌月を起算月とする。

(会費区分の変更)

第7条 第3条別表Ⅰの会員区分に変更があつた時は、当該区分に応じた会費を納入しなければならない。

2. 第3条別表Ⅱの売上高規模別会費の該当区分および基準額については、原則として2年に1度見直しを行うものとする。

(入会金の額)

第8条 入会金の額は、別表Ⅲに定める額とする。準会員が、正会員となったときは、入会金を納付するものとする。

(入会金の納付)

第9条 入会金は、入会の時期に関わらず、入会申し込み時に全額を納付するものとする。

別表Ⅰ 会員区分別会費

会員区分	会費（年額）
	円
会長・副会長	1,000,000
常任理事	800,000
理 事	600,000
監 事	400,000
正 会 員	200,000
準 会 員	150,000

別表Ⅱ 売上高規模別会費

売上高規模	会費（年額）円
1 億円未満	10,000
1 億円以上 5 億円未満	30,000
5 億円以上 10 億円未満	50,000
10 億円以上 30 億円未満	100,000
30 億円以上 50 億円未満	200,000
50 億円以上 100 億円未満	400,000
100 億円以上 200 億円未満	700,000
200 億円以上 600 億円未満	1,000,000
600 億円以上 1000 億円未満	1,200,000
1000 億円以上	1,500,000

別表Ⅲ 入会金

正会員	200,000 円
準会員	不 要